

東吉野村漁業協同組合奈内共第28号第5種共同漁業権遊漁規則

(目 的)

第1条 この規則は、東吉野村漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する奈内共第28号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、あまご及びうなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、第8条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の漁具・漁法以外の方法を使用してはならない。

魚 種	漁 具 ・ 漁 法
あ ゆ	友釣、刺網、投網、ヤス、タクリ、ころがし（段引）
あ ま ご	竿釣
う な ぎ	竿釣、手釣、よづけ

2 次の表の左欄の漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄の規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
友釣・竿釣	釣竿 1人1本
ヤス、タクリ、ころがし（段引）	竿 1人1本
刺 網	網目2cm以上、網全長20m以下、1人2統以内
投 網	網目2cm以上、網全長10m以下、1人1統

3 次の表のア欄の漁具・漁法によるあゆを対象とする遊漁は、イ欄の区域内において、それぞれウ欄の期間中でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 区 域	ウ 期 間
---------	-------	-------

ヤス、タクリ	漁場全区域	8月15日から10月31日までの期間内で組合が定め公表する期間内
刺網、投網、ころがし（段引）		8月15日から12月31日までの期間内で組合が定め公表する期間

4 次の表の左欄の区域においては、右欄の期間中、前項の規定にかかわらず友釣以外の漁具・漁法を使用してあゆの遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
(1) 東吉野村大字小の丹生川上神社の前にある第5条に規定する禁止区域の下流端から石舟橋までの区域内で組合が定め公表する区域	5月26日から9月30日までの期間内で組合が定め公表する期間内
(2) 東吉野村大字小栗栖にある愛宕橋から大字中黒にある辨天橋までの区域内で組合が定め公表する区域	

5 次の各号の漁具又は漁法により遊漁をしてはならない。

- (1) 爆発物使用漁法
- (2) 水産動物を麻痺させ又は死なせる有毒物使用漁法
- (3) 水中に電流を通じてする漁法
- (4) 瀬干漁法
- (5) びん潰漁法（セルロイド、陶器その他これらに類する物による場合を含む。）
- (6) 潜水器具を利用する漁法
- (7) リールを使用する友釣
- (8) 素掛け釣漁法

（遊漁期間）

第4条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	5月26日から12月31日までの期間内で組合が定め公表する期間内
あ ま ご	3月1日から9月30日までの期間内で組合が定め公表する期間内
う な ぎ	4月1日から9月30日まで

2 前項の公表は、この組合の掲示板に掲示又は必要に応じ新聞に掲載してするものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄の区域内においては、右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
奈良県吉野郡東吉野村大字小字小吉野川支川高見川象の淵岩からそれぞれ同支川高見川上流80m、下流300m及び同支川高見川小支川四郷川上流80mまでの間	1月1日から12月31日まで

(全長制限)

第6条 次の表の左欄の魚種は、それぞれ右欄の全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あまご	10センチメートル
うなぎ	30センチメートル

(特別区域)

第7条 次の表のア欄の区域を特別区域とし、当該特別区域におけるイ欄の魚種を対象とする遊漁期間は、第4条の規定にかかわらずウ欄の期間とする。

ア 区 域	イ 魚 種	ウ 期 間
東吉野村大字小の「村営の東吉野キャンプ場」の日裏川上流側の境界にある表示から、上流約400mの村道にかかる橋までの流域内の日裏川の区域	あまご	3月1日から9月30日までの期間内で組合が定め公表する期間内

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 第2条の規定による遊漁者が納付すべき遊漁料の額は、次の表のとおりとする。次項ただし書に規定する方法により納付するときは、次の表の遊漁料に1,000円を加算した額とする。

魚 種	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料
あゆ	友 釣	1日	3,000円

		1年	10,000円
	刺網、投網	1年	15,000円
	ヤス、タクリ、ころがし (段引)	1日	2,500円
		刺網・投網、友釣の年券購入者は当該年券での遊漁可	
あまご	竿釣	1日(解禁日より10日間)	3,000円
		1日(11日目より9月30日迄)	2,000円
		1年	7,000円
うなぎ	竿釣、手釣 よづけ	1日	1,000円
		1年	3,000円

2 遊漁料は、次の場所又は組合が指定するオンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 東吉野村漁業協同組合事務所（奈良県吉野郡東吉野村大字小701番地）
- (2) その他の納付場所（別表）

3 次の表の左欄の者の遊漁料は、第1項の規定にかかわらずそれぞれ右欄のとおりとする。

中学生以下	無料
女性	あゆ友釣の年券に限り 5,000円
70歳以上（その年度内に達する者も含む、年齢を証明できるものが必要）	あまご竿釣の年券に限り 4,000円
心身障害者4級以上（ただし、公的機関発行の証明できるものが必要）	

4 前各項の規定にかかわらず、特別区域においてする遊漁料及び納付場所は、次の表のとおりとし、餌釣及びつかみどりについては遊漁者ごとに魚の放流を行い、ルアー釣・フライ釣については定期放流とするものとする。ただし、放流を行わない餌釣及びルアー釣・フライ釣が出来ることとし、その場合の遊漁料は1,600円とする。

区 域	魚 種	漁具・漁法	期 間	遊 魚 料	納付場所
東吉野村大字小の「村営		餌 釣		4,000円	

の東吉野キャンプ場」の日裏川上流側の境界にある表示から、上流約400mの村道にかかる橋までの流域内の日裏川の区域	あまご	ルアー釣 フライ釣	1日	2,200円	東吉野村 漁協つく ばね漁場 事務所
		つかみどり		1,500円	

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条の規定により遊漁料の納付を受けたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、オンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、全域にわたり川底をかくはんしてはならない。
- 5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことが

できる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

(別表)

遊 漁 料 納 付 場 所

住 所	販 売 店	住 所	販 売 店	住 所	販 売 店
中 黒	大 丸 仁 志	中 黒	笹 井 孝 博	中 黒	関 谷 博 一
小栗栖	榊 本 寿 子	小栗栖	松 本 啓 亮	小栗栖	辻 辰 彦
小 川	河 口 釣 具 店	小 川	明 後 邦 彦	小	渡 辺 久 子
小	久 保 井 克	小	福 田 耕 治	木 津	東 平 浩 一
木 津	五 味 清 満	平 野	久 保 文 雄	三 尾	浜 上 忠 弘
三 尾	向 垣 内 一 男	狭 戸	勝 山 逸 男	大 又	久 保 豊
麦 谷	前 平 耕 治	吉野町	大 森 食 堂		